

平成28年6月8日

平成28年第2回岬町議会定例会

第2日会議録

平成28年第2回(6月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成28年6月8日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	坂原正勝	2番	辻下正純	3番	和田勝弘
5番	道工晴久	6番	松尾匡	7番	反保多喜男
8番	田島乾正	9番	奥野学	10番	出口実
11番	竹原伸晃	12番	小川日出夫	13番	中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田代堯	企画政策監	西啓介
副町長	中口守可	水道事業理事	鶴久森敦
副町長	種村誠之	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	佐藤博昭
教育長	笠間光弘	しあわせ創造部 理 事	串山京子
まちづくり戦略室 長兼町長公室長	保井太郎	都市整備部理事	家永淳
総務部長	古谷清	都市整備部理事	早野清隆
財政改革部長	四至本直秀	しあわせ創造部 高齢福祉課長	池下信行
しあわせ創造部長	古橋重和	しあわせ創造部 住民生活課長	波戸元雅一
都市整備部長	木下研一	教育次長	廣田節子
危機管理監	中田道徳		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸 本 保 裕

議会事務局係員 池 田 雄 哉

○会 期

平成28年6月7日から6月24日（18日）

○会議録署名議員

6番 松 尾 匡                      7番 反 保 多喜男

---

#### 議事日程

- 日程第1 議案第38号 専決処分の承認を求める件（平成27年度岬町一般会計補正予算（第8次））
- 日程第2 議案第39号 専決処分の承認を求める件（平成27年度下水道事業特別会計補正予算（第3次））
- 日程第3 議案第40号 専決処分の承認を求める件（平成27年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次））
- 日程第4 議案第41号 平成28年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件
- 日程第5 議案第42号 道の駅みさきの指定管理者の指定の件
- 日程第6 報告第1号 平成27年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成28年第2回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は、12名全員でございます。

出席者が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

---

○道工晴久議長 日程第1、議案第38号「専決処分の承認を求める件（平成27年度岬町一般会計補正予算（第8次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第1、議案第38号、専決処分の承認を求める件（平成27年度岬町一般会計補正予算（第8次））につきましてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、平成27年度一般会計決算見込みにおきまして、不用額及び大阪府市町村振興補助金等の特定財源の確定に伴う財源更正並びに地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で専決処分をいたしましたものでございます。

まず、補正予算の内容の説明をさせていただく前に、平成27年度一般会計の決算見込み等につきましてご説明いたします。

先日、内閣府が発表いたしました、今年1月から3月期の国内総生産（GDP）の速報値によりますと、物価変動の影響を除いた実質成長率は年率換算で1.7%の増となっております。

昨年10月から12月の前期からプラス成長へと転じたものの、うるう年で日数が多かったことが成長率を押し上げたものとされています。

とりわけGDPの6割を占める個人消費の回復の勢いは依然として弱く、加えて原油安などによる

世界経済の減速や、年明け以降の急速な円高、株安により企業が設備投資に慎重な姿勢を強めているとされております。

こうした環境の中、来年4月に予定しておりました消費税率10%の引き上げが再び延期されるとの方針が示されました。これは、増税による景気の下押しに配慮した判断です。

一方では、急速に進行する少子高齢化に対応するための社会保障財源の確保策を含めた財政再建への道のりが後退することが懸念されています。

いずれにせよ、このような状況は地域経済に相当大きな影響を及ぼすと考えられることから、今後ともその動きを注視する必要があると考えております。

次に、本町に目を向けると、平成27年度におきましては、固定資産の評価替えに伴う町税の減少や少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加に加え、公債費が高どまりしている等の状況の中で厳しい財政運営となりましたが、超過課税による増収効果や大阪府市町村振興補助金、特別地方交付税などの財源の確保に加え、岬町行財政集中改革計画、第2次集中改革プランによる行財政改革の取り組みを進めた結果、実質収支は引き続き黒字を確保できる見通しとなっております。

また、決算上生じた剰余金につきましては、今後の財政運営に資するため財政調整基金に積み立てを行う予定といたしております。

町財政は依然として厳しい財政運営を余儀なくされることが予想されており、今後とも行財政改革を積極的に推進することが急務となっております。

なお、決算の詳細につきましては、決算認定にかかる議案上程日に改めて報告させていただきます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

平成27年度一般会計補正予算（第8次）につきましては、特定財源の確定に伴う財源更正及び歳出不用額の調整等を行う内容となっております。

議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,823万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億952万8,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、12ページから18ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

2ページの地方譲与税から3ページの交通安全対策特別交付金につきましては、交付決定に伴い、合計で4,268万4,000円を減額計上いたしております。

国庫支出金につきましては、交付決定に伴い、476万6,000円を減額計上いたしております。

主な内容といたしましては、小学校耐震補強事業に伴う学校施設環境改善交付金732万3,000円を増額計上する一方、社会資本整備総合交付金につきましては既存民間建築物耐震診断等分や道路整備等分を合わせて1,364万円を減額計上いたしております。

府支出金につきましては、交付決定に伴い3,513万5,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、大阪府市町村振興補助金といたしまして健康ふれあいセンター運営分、ごみ処理施設運営分、路線バス整備分の合計で2,510万円を、深日港観光案内所の整備に伴う大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金950万円をそれぞれ増額計上するものでございます。

財産収入につきましては、株式会社ジェイコムウエスト、利益配当金115万9,000円を増額計上いたしております。

寄附金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金905万円を増額計上いたしております。

繰入金につきましては、1,460万3,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして財政調整基金繰入金1,311万6,000円を、多奈川朝日地区に係る町有地法面整備事業の精算に伴う多奈川財産区特別会計繰入金108万3,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

諸収入につきましては、交付決定に伴い大阪府市町村振興協会市町村交付金、宝くじ交付金66万6,000円を増額計上する一方、老人憩いの家などに設置するコミュニティ備品の事業費の決定に伴いコミュニティ助成金20万円を減額計上するもので、合わせて46万6,000円を増額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。

町債につきましては、起債借入額の決定に伴い7,120万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、ごみ処理施設整備事業債650万円を増額計上する一方、観光案内施設整備事業債820万円、小学校整備事業債7,380万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

5ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、19ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照願います。

総務費につきましては、1,243万4,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、多奈川朝日地区に係る町有地法面改修工事実施設計業務委託料330万1,000円、地域情報化機器リース料186万9,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

民生費につきましては、不用額の調整に伴い深日小学校に深日保育所を併設するための工事監理業

務委託料と本工事を合わせて137万7,000円を減額計上するものでございます。

衛生費につきましては、947万7,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、個別予防接種委託料（四種混合等）453万7,000円を、淡輪火葬場駐車場用地買収費132万6,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

商工費につきましては、不用額の調整に伴い、（仮称）深日港観光案内所整備工事監理業務委託料44万8,000円を、企業誘致優遇措置助成金33万円を、合計で77万8,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

土木費につきましては、3,376万8,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、町道府道修繕工事1,227万円を、（仮称）計画1号線整備工事671万8,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

6ページをご参照願います。

消防費につきましては、不用額の調整に伴い、泉州南消防組合負担金365万円を、水防団出動報酬71万1,000円を、合計で436万1,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

教育費につきましては、7,397万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、幼稚園就園奨励補助金121万6,000円を、小学校耐震補強工事6,893万2,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

災害復旧費につきましては、不用額の調整に伴い、河川災害復旧工事235万3,000円を減額計上いたしております。

公債費につきましては、不用額の調整に伴い、1,076万7,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、地方債元金償還金303万1,000円、地方債利子償還金542万7,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

諸支出金につきましては、9,105万円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、決算見込みを踏まえ、今後の財政運営に資するため財政調整基金積立金8,200万円を、また、歳入予算で計上いたしております岬ゆめ・みらい寄附金を積み立てるための岬ゆめ・みらい基金積立金905万円をそれぞれ増額計上するものでございます。

続いて、7ページから8ページをご参照願います。

第2表、地方債補正をご覧ください。地方債借入額の決定に伴い、公用車整備事業ほか4事業を新たに追加し、町有地法面整備事業のほか10事業についてそれぞれ限度額の変更を行うものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が本補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 お尋ねをいたします。

議案書の15ページの府支出金の中で、土木費府補助金というのがありまして、住民生活課の路線バス整備にかかわる予算が計上され、専決処分されたということのようでありますけれども、これは路線バス整備という目的で、この大阪府市町村振興補助金を受け取ることができたということのようですが、どういう理屈でもらえることになったのか。

それから、このお金はこういうことに充てるんですというような使途が何かあるのであればお聞きしておきたいと思います。

路線バスについては、バスの購入にかかわって地方交付税措置が行われるということを知っていたと思うんですけど、それとはまた関係のないものかなと思うんですが、そのあたりの説明をいただきたいなと思います。

それから、20ページの衛生費ですけれども、各種健診とか予防接種の不用額ということが示されているんですけど、予防費の個別予防接種の受診料、四種混合等となっておりますので、ほかの接種も含めてこの金額なのかなとは思いますが、受診率等、必要な方にきちんと接種を受けていただいているのかなというのが少し気になったものですから、そのあたりについてお聞きをしたいと思います。

それから、23ページから24ページにまたがって、教育費の小学校、中学校それぞれ、いわゆる就学援助費にかかわって不用額がざっと示されておりますが、不用額の例年の傾向といいますか、もし、この場でわかれば結構ですので、わからなければ後ほどいいんですが、不用額が出るというのは、それは事情があつてのことですので、不用額が出ることそのものを問題にするつもりはないんですけども、一応、一定の計画人数だとか、前年度の就学援助を受けておられる人の数とか、そういったことをもとにして必要な費用を予算化するということだと思いますので、今回、特段の事情があつてこれだけの不用額が出てきたということなのか、例年これぐらいの傾向なんだということであるのか、そういった事柄についてお聞きできたらと思います。お願いします。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

私のほうから、大阪府振興補助金の件についてご説明させていただきますけれども、大阪府振興補



助金というものは、市町村の財政に対して助成するといいますが、そういう意味合いのものでございます。現在、振興補助金につきましては、市町村の先駆的な事業や大阪府が掲げております徴収率の向上ということに対してポイント制でいただける補助金ということになっております。

ただ、その補助金につきましては、どの事業に充てるというものは限定されておりませんでして、各市町村において適当な事業に割り振るということになっておりますので、バスだけに限って充てるものではないということをご了解願いたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 答えいたします。

20ページの衛生費の個別予防接種委託料453万7,000円（四種混合等）とございますが、議員ご指摘のように、四種混合だけではございませんで、日本脳炎の1期、2期、それと水痘、肺炎球菌、不活化ポリオ、四種混合、三種混合、子宮頸がん、これらの予防接種をここで個別予防接種委託料として経理いたしております。

不用額につきましては、日本脳炎1期で170人、日本脳炎2期で120人という形で、それぞれございますが、不用額の理由は接種者数の減ということになっております。

それと、接種率でございますが、接種率はほぼ100%となっております。これは、生まれた月によって年度をまたがることもございますので、きっちり100%にならないときもございませし、100%を超えるときもあるということで、おおむね100%となっております。

ただし、未接種があるような場合につきましては、健診時に予防接種の重要性などを丁寧に説明して指導しているところでございます。

○道工晴久議長 教育次長、廣田節子君。

○廣田教育次長 就学援助費関係で不用額を出している件について回答させていただきます。

予算につきましては、昨年度の数字をベースにいたしまして対象者数を見込んでおりました。全体での不用額、個別ではないんですけれども、就学援助に関しましては、小学校で8名程度、当初見込みより人数が減っている。中学校についても5名程度の減ということで、金額は大きく出ております。

○道工晴久議長 他に質疑ないですね。

中原議員、よろしいですか。

松尾議員。

○松尾 匡議員 13ページの株式等譲渡所得割交付金でかなりの額が減額となっております。

これは参考にちょっとお聞きしたいんですけれども、前年度に当初の水準よりもかなりの株式譲渡があったのか、また、違う要因があったのかというのをお聞かせください。

それと、その下の地方消費税交付金ということで増額になってるんですけども、これは昨年度に行われたプレミアム商品券の効果だったりとか、もしくは消費税増税と言われている中の駆け込み購入なども含まれているとか、そのあたりの調整というのがわかる範囲でお聞かせ願いたいということ、これ全部関連すると思うんですけど、ゴルフ場利用税交付金ということで、1人800円、利用する方が負担されるということになると思うんですけども、それも上がると。自動車も上がるとということで、もし、わかる範囲でお答えいただければと思います。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 松尾議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、全体的なことを申しますと、この譲与税交付金につきましては、国が示す財政対策というもので予想はされ、それに基づきまして、平成27年度の伸び率というのが出ますので、それに基づいて計算しているという状況になっておりまして、本町が独自で計算して定めているというものではありません。

特に、税収等につきましては本町でコントロールできないということがありまして、株式等譲渡所得割交付金につきましては、これは国が示す伸びにつきましては全国的な今度の平成27年度としての伸び率というのを見てるわけなんですけども、大阪府内においては、そこまでの株の譲渡による収入がなかったというようになってくると思います。

株式譲渡所得交付金につきましては、大阪府に納付された株式譲渡割相当額の、これから収入相当分、徴収相当分1%を控除したものを5分の3市町村に交付するというようになっております。

その交付につきましては、市町村の個人府民税に係る部分ということになります。その辺で、予算との乖離についてこれで申しますと、平成27年度補正予算をつくる段階で、平成26年度の決定が出ていない、そこに対してまだ平成27年度の率が30.5%というのはこの場で見込まれていたという形で、ここについては過大の計算になっていたのかなと考えております。

基本的に、先ほど申し上げております譲渡税交付金関係につきましては、国の財政対策に係る伸び率というのを見て計算しておりますので、ただ、その部分が国の見込みと乖離していたという状況になってこようかなと思います。

また、地方消費税交付金につきましては、もう既に平成27年度の段階は駆け込み需要というのは関係ありませんので、単に伸び率が国の見込みが低かったということになってこようかと考えております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 関連でございます。13ページのゴルフ場利用税交付金、きのうからゴルフのこと言ってるんですけども、結構、今回増えている部分もあるんですけど、全体で見たら5,236万円ということですが金額だと思ってるんですけども、この税金というのは、まず都道府県、大阪府に入りまして、それがゴルフ場のある自治体に返ってくるのかなというような意識なんですけど、これは大体、どのぐらいの割合で返ってくるのかというのがわかっていたら、それが1点と。

納税対象者というのが、老若男女全ての方が対象になっていたのか、どうだったのかなというのを一回確認させてもらいたいと思うのと。

先ほどから言ってるように、利用者というのが増えているから上がってるのかなと思ってたんですけど、利用者の増減というのはわからないものなんでしょうか。

この点だけです。お願いします。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

ゴルフ場利用税につきましては、ゴルフ場が存在する市町村に対して交付されるということになっております。

先ほどご指摘のとおり、これにつきましては、府税になっておりまして、ゴルフ場利用税の10分の7というものが存在する市町村に入ってくるということになっております。

先ほどのご質問ですけれども、平成26年度の人数等につきましては、大阪ゴルフ場につきましては、1人当たりの税率が1,150円で、利用が平成27年につきましては78人、平成26年につきましては80人という形になっております。

岬カントリーにつきましては、税率が800円で、平成27年度の利用者は146人、平成26年度は136人という状況で、それによってこの交付金が入ってくるという状況になっています。

ゴルフ場利用税を納める人のうち、非課税となる部分ですけれども、年齢18歳未満の方と年齢70歳以上の方というものと、身体障害者手帳等の交付を受けている者というものと、国民体育大会に参加する選手が国民体育大会の競技でゴルフを行う場合と、あと学校教育法第1条に規定する学校の学生・生徒もしくは児童、またはこれらの者を引率する教員というものが非課税対象になるということでございます。

先ほど、私のほうが言い間違いましたかわかりませんが、岬カントリーの平成26年度134名ということで再度説明申し上げます。

申しわけございません、1日当たりでございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

出口 実君。

○出口 実議員 お聞きします。

19ページの7の企画費の部分で、地域情報化機器リース料の不用額が186万9,000円出ておりますけども、これは年間契約で多分契約されていると思うんですけども、この辺はどのような形でこういう不用額が出たのか、その辺をちょっとお教え願いたいと思います。

○道工晴久議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 お答えさせていただきます。

地域情報化機器のリース料の不用額は落札減等に伴うものでございまして、これは地域イントラネットのサーバーのリース料、役場内のインターネットの環境を構築するサーバーのリースでございます。これは単年度とは違いまして、5年間のリースで、今年度のリース料の減額となっております。

これは、入札による落札減と、それから、当初、9カ月間のリース期間を見込んでいたところなんですけども、若干導入時期がずれたことによりまして、リース期間が4カ月となり、落札減とリース期間が短くなったことで不用額が生じたものでございます。

○道工晴久議長 出口 実君。

○出口 実議員 予定のリース料よりも減った理由はどのような形になるんですかな。

○道工晴久議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 リースの機器の選定、それから、現行の機器を最大限に活用するというのもございまして、結果といたしまして導入時期を若干ずらすことができました。

それによりまして、当初9カ月間のリース期間を見込んでいたところなんですけども、4カ月間のリース期間となったものでございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

なお、各議員にお願いしておきます。

私のほうで質疑等ございませんかと言ったときには、速やかに挙手をお願いしたいと思います。

特に、質疑なしと認めますということで、私のほうで宣言しますと、あと質疑受け付けしませんので、その点だけ速やかにご協力お願いしておきます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

田島乾正君。

○田島乾正議員 最前から手を挙げてるんですけどね。

討論といたしましたら、私は立場上、やはりこれだけの5,800万円何がしの大事なお金を減額していると、不用額が出たと。

不用額が出ないということは予算を目いっぱい無駄に使ったのと違うかと、これは、やはり今回、5,800万円の不用額を減額したということは、本当に、担当窓口は節税に努力して、いろんな汗をかいたと、この結果がこの減額の部分ですね。それをやっぱり評価すべきものと、私はそう思っています。

しかしながら、やはり減額に前走りして、本来減額しなくてもいい事業については、やはり減額は控えていただきたいと。

この、賛成も含めていますが、やはり、慎重に減額というのは、本当の減額であって、今、この中で教育の関係でも、本当に我々の子どもを教育して育てるためには、減額すべきものがあれば減額ですけど、やはり、これからの子どもというのは満ちあふれた、そういう教育の費用も、余り減額は控えていただきたいと、かように思っていますので。

それでまた、民生費についても、本来、健康の面ではいろんな健診とかいろいろございますので、やはり減額についてはちょっと考えていただきたいということで、今回、5,800万円何がしの減額されたということは、これは評価して賛成討論としたいと、かように思いますので、私の意見は以上です。

○道工晴久議長 賛成、反対の意見を聞くの忘れましたが、賛成でございました。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第38号「専決処分の承認を求める件(平成27年度岬町一般会計補正予算(第8次))」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第2「議案第39号、専決処分の承認を求める件(平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次))」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第2、議案第39号、専決処分の承認を求める件（平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））の件につきまして、ご説明いたします。

議案書の裏面をご覧ください。

専決処分の理由でございますが、平成27年度岬町下水道事業特別会計決算見込みにおきまして、不用額及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,850万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億422万3,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては6ページから7ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金につきましては、下水道事業特別会計の財源調整により一般会計繰入金453万8,000円を減額計上いたしております。

次に、町債につきましては、地方債借入額の決定に伴い2,530万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、流域下水道債410万円、公共下水道事業債1,830万円、資本費平準化債290万円を減額計上するものでございます。

次に、諸収入につきましては、流域下水道事業市町村負担金返還金を311万2,000円増額計上するものでございます。

次に、使用料及び手数料につきましては、収入見込みにより下水道使用料234万9,000円を増額計上いたしております。内容としましては、現年度分322万1,000円を増額、滞納繰越分87万2,000円を減額計上するものでございます。

次に、分担金及び負担金につきましては、収入見込みにより受益者負担金412万3,000円を減額計上いたしております。内容としましては、現年度分34万7,000円を増額、滞納繰越分447万円を減額計上するものでございます。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、支出見込みにより191万9,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、支出見込みにより特別旅費6万9,000円、施設維持管理業務委託料44万2,000円、排水設備改造補助金49万1,000円、負担金の決定に伴い大阪府流域下水道事業維持管理負担金91万7,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、事業費につきましては、支出見込みにより2,419万3,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、負担金の決定に伴い流域下水道事業負担金456万7,000円、落札差金並びに事業費の確定に伴う減額により設計業務委託料37万4,000円、マンホールポンプ更新設計業務委託料16万2,000円、公共下水道工事費1,241万3,000円、マンホールポンプ更新工事費47万6,000円、工事支障物件移転補償費620万1,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、公債費につきましては、支出見込み等により238万8,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、支出見込みにより、地方債利子償還金138万8,000円、不用額調整により一時借入金利子100万円を減額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。第2表、地方債補正をご覧ください。

地方債借入額の決定に伴い下水道事業の起債限度額2億3,370万円を2億840万円に変更するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この書面だけでは少しわかりにくいので確認をさせていただきます。

8ページの一般管理費、旅費、特別旅費で6万9,000円減額になっております。この特別旅費、予算のほうを見てみましても同額が計上されておりました。これは何の旅費に充てるものだったのか、確認をさせていただきたいと思います。

それともう1点、同じ8ページの公共下水道事業費補償補填及び賠償金のところで、工事支障物件移設補償費として減額になってるんですが、これはどういう内容か、この2点を確認させてください。お願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 まず、第1点目の特別旅費6万9,000円の減額の理由でございますが、この予算につきましては、下水道の全国大会に参加するために予算計上させていただいたものですが、そ

の開催日に当たりまして道路関連の陳情活動等がございまして、道路関係の予算を使って出張したものですから、その分について、下水道のほうは減額させていただいたという状況になってございます。

次に、工事支障物件移転補償費の内容でございしますが、公共下水道を整備するに当たり掘削してまいりますと、水道管が支障になってきます。その部分について移設しないとだめな状況になりますので、水道管の移設に係る費用となってございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 内容はわかりました。

もう一つ、その特別旅費ですが、全国大会に参加する、ちなみに場所と人数、予定は何人しておったのか、わかりますか。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

場所につきましては東京でございまして、参加人数につきましては全国から下水道事業に関連する市町村等参加されてございますので、はっきりした人数等は把握してないのですが。

○道工晴久議長 町からの参加人数です。

○木下都市整備部長 すみません、2名でございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 8ページの下水道事業費のところ、この流域下水道事業の負担金ですが、大分減額してるんですけど、どういう理由で減額になったのか、よろしく頼みます。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

この流域下水道事業負担金と申しますのは、大阪府が行っております流域の事業、議員ご存じのように府流域でございまして、流域幹線であるとか、ポンプ場等の工事に係る、各市町村の負担金でございまして、整備費を進めるにあたり、発注により落札減等が生じたことによりまして減額が生じているという状況でございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。出口 実君。

○出口 実議員 6ページの下水道使用料の減額分、滞納繰越分で87万2,000円の減額が出ております。

これは、滞納部分が回収できたものかどうか、その辺のちょっと詳細についてお願いします。

それと、もう1件、7ページの同じく受益者負担金でございまして。滞納繰越分で447万円ですか、これも滞納繰越分で減額となっておりますが、これはどういう内容でございましてか。



○道工晴久議長 部長、聞こえてるんですか。中身わかってますか。

ちょっと聞こえにくかったみたいなので。

出口 実君。

○出口 実議員 2件の両方の滞納額の減額、これの詳細を教えてくださいたいと。

それはなぜかと言いますと、滞納分が前年度からもしくは何かで回収されたかどうか、その辺がどういう形になっているのかお教え願いたいと。

えらい声がかすれてしまって申しわけございません。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 まず、6ページに当たります下水道使用料の滞納分でございますが、当初、1,458件の部分について計上させていただき、徴収に当たったところ、最終的には326件となったものでございます。

次に、受益者負担金の件でございますが、当初、778件予算計上しておりましたけれども、最終、そのうち34件が回収できたという状況でございます、その差額が減額計上されているという状況でございます。

この滞納整理につきましては、平成25年度より行革推進課とともに対策を講じてまいりまして、滞納者に対しては戸別訪問等実施して、徴収に当たるように日々努力をしているところでございます。

○道工晴久議長 出口 実君。

○出口 実議員 今、木下部長のほうから内容を聞かせてもらった中でございますけれども、下水道使用料では1,458件の滞納者があったと、件数があったという形で、326件の回収ができた。

それと、もう1件、受益者負担の778件あって、34件が回収できたという説明があったように思うんですけども、これ、34件が回収できた中で447万円という金額が非常に大きいと思うんですよ。

その辺は、これは回収できたのであって、447万円の回収ができたということですか。もしくは、不納額で落としたのではないんですか。その辺、これも同じく下水道使用料のその辺をもう一度確認したいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 すみません、私の説明が十分でなかったかなと思いますが、基本的に、まず受益者負担金のほうですけども、予算として778件分の467万4,000円を計上していたのですが、実際、徴収に当たらせていただいて、34件徴収させていただいて、20万4,000円を徴収したと。

基本的に、予算書に載っております447万円の減額につきましては、徴収できなかった部分について歳入がないので落とさせていただいたと、予算の中でのことですけど。

今後、滞納分については次年度も含めて徴収に当たるという状況になるものでございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第39号「専決処分の承認を求める件（平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第39号は承認することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第3、議案第40号「専決処分の承認を求める件（平成27年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 日程第3、議案第40号、専決処分の承認を求める件（平成27年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次））の件についてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、平成27年度多奈川財産区特別会計決算見込みにおきまして、一般会計で実施いたしました多奈川朝日地区町有地法面改修事業の財源更正に伴う補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

多奈川朝日法面工事の実施設計業務に係る経費につきましては、国交付金を見込むとともに、多奈川財産区特別会計からの繰入金を財源に予算編成をしていたところですが、国費に係る部分で一部が対象外となったため、国費減額分に多奈川財産区特別会計からの繰入金を充てることといたしました。

なお、本年度実施します平成28年度予算に係る工事請負費につきましては、国交付金対象工事に

係る補助率を4分の1と予算上していたところでございますが、先般、3分の1への嵩上げが認められることとなりました。

このため、事業費全体ではおおむね当初の計画どおりの財源構成で執行できるという見通しでございます。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ108万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,654万7,000円としたものでございます。

まず、歳入予算の概要につきまして説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、多奈川地区財産区基金繰入金108万3,000円を計上いたしました。

次に、歳出予算の概要につきまして説明します。

同様に2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

一般会計繰出金といたしまして、一般会計で実施いたしました多奈川朝日地区町有地法面改修事業に要した一般財源相当額といたしまして108万3,000円を計上したものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま、総務部長のほうから説明があつて、内容について一つ質問させていただきます。

先ほど、国負担の分が4分の1から3分の1に嵩上げされたといったことをお聞きしましたが、その主な要因というんですか、なぜこういうように国負担の分が上げていただけたのかなど、少し不思議だったので、その1点だけお願いいたします。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

国交付金と申しておりますけれども、社会資本整備総合交付金でございまして、対象事業が大規模盛

土滑動崩落防止事業でございます。

これ、今まで全国的に使われていない事業でございましたが、岬町が全国に先駆けてこの交付金をいただけることになりました。

通常、4分の1ということでもございました。一定要件を満たせば3分の1に嵩上げするという内容でもございました。

簡潔に申し上げますと、五つの要件がございまして、南海トラフ地震防止対策推進地域であること。2点目が、当該盛土の滑動崩落により避難路等に被害が発生しますと、当該造成地以外の住民の生活や災害復旧活動に重大な支障を来すおそれがあること。3点目としまして、地域として一体的な耐震対策を行っていること。また、大規模盛土造成マップが公表されていること。5点目が宅地造成規制法の規定による勧告がなされてから1年以内で、かつ平成30年度までに着工されるものという五つのハードルというか、要件がございまして、例えば宅地造成法の規制による勧告。これ、大阪府が岬町にさせていただいたということでもございまして、その辺、大阪府の協力も得た中で要件をクリアするというので資料をつくって国に申請したところ、嵩上げ要件に該当するというでもございまして、今年度の事業からということでもございますが、平成28年度の工事につきましては予算上、4分の1という交付金の財源構成になっておりますが、今般3分の1に認められたという経緯でございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 この財産区の繰入金、本件については直接関係ないんですけども、財産区の基金についての運用について確認したいんですね。

先ほど部長が法面の防災的なそういう部分で国からの交付金、そして足りない分は財産区から運用するというので、財産区の基金の運用について、どのような色がついてる、はっきり申し上げれば、この一般会計に繰り入れる場合には、どのような要件、性質的なものをちょっと教えてほしいんですけどね。町の事務全般にかかわる事業に使えるのか、やはり、各字でそういう基金繰り入れはいろいろ制限があると、そういうものであるのか。いや、違うと。岬町全般に運用できればいいのと違うかという考え方もあると思うんですけども。

きのうの一般質問で、結局、危険庁舎を改築するという、和田議員の一般質問があったわけですね。それするには、やはり基金がなかったら運用できませんわね。やはり、国も許可しないと、いろんな起債を起こすの国も許可してくれませんわね。

ということで、財産区のお金を運用して庁舎の健全化のために建替えなり、いろんな基金を捻出するには財産区のお金を運用できるものであるのか、できないのであるのか、この法的な見解を一つご答弁願えたらありがたいんですけどね。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

まず、大原則ということでございますけども、この4カ町村合併の際に3財産区ができたわけでございます。この財産区の基金含めて財産の処分につきましては当該旧町村の住民の福祉の向上なり、学校施設の改修なりに今まで充ててきたという経緯がございます。

また、財産の処分につきまして、また一般会計への繰り出しにつきまして、各財産区管理会の同意を得てやるということで条例上に規定されているところでございまして、本件等につきましても、これまでも各財産区管理会の同意を得て議案を提出させてきていただいたというところでございます。

管理会のほうでも先般も開きましたら、道路整備とかにいろいろ充ててきた経緯もございまして、その辺についてはさらにこれからは考え方の整理が必要でないかなというご意見もいただいているところでございます。

また、例えば庁舎の改修とか、全町的なものということになりますと、過去に、ちょっと記憶が定かでないところもあるんですけども、岬中学校は町の唯一の中学校なんですけども、そういう整備事業にも充てたというような経緯も少し伺っているところでございます。

全町的な事業でございます庁舎の整備につきまして、その辺についてはさらなる議論が必要ではないかなと考えているところでございますが、あくまで大原則は旧町村の福祉の向上に充てるというのが基本的なところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 部長が答弁された事実そのものですね。多奈川地区、深日地区、淡輪地区、いろいろ字が合併したときにいろんな財産を持ち寄って合併しているわけですね。

しかし、今言ったとおり、各字でそういう一般会計に繰り入れて、やはり、そういう事業をするとあるけども、各財産区にはいろんな世帯、事情があるんですね。やはり、裕福な財産区、やっぱりちょっとしんどい財産区もあるということで、過去、部長おっしゃったとおり、岬中学校建設のときには財政が足りなくて、やはり多奈川財産区から5億円近いお金を捻出していただいて、そして、現在、岬中学校があるということを知り及んだ経緯があります。間違いかもわからないけど、私はそういう具合に解釈して財産区間でいろんな不平不満も聞いたこともあります。

ということで、庁舎建設について、これは各字の問題よりも、やっぱり全町的な問題ですので、きのう和田議員が質問して答弁をいただいているはずですが、それについて、近々にそういう庁舎の建設協議会なりいろんな検討委員会を立ち上げるというご答弁を私聞いてますので、その立ち上げたって、捻出する資金がなかったらだめですので、やはり、こういうときは財産区にいろいろお願いをして、

お願いというけれども、これは結局、財産区管理委員会の管理委員さんの財産じゃないんです。あの方たちに財産を管理運営してくださいよということを町がお願いしているのだから、一つ間違わないで、管理委員会がお金持ってるのじゃなしに、やはり町長がお願いして、管理委員会に財産守ってくださいよ、運営してくださいという、そのお願いだけであって、やはり、そんなものあかんという権限はないと思うんです。

ということで、ないけども、そういう方向に動くように、担当課のほうからお願いをしていただいて、きのうの和田議員が一般質問した成果が見られるように、やはりお金の捻出をしてもらわないと、今回、不用額等々、いろいろ熱心に減額してくれているのわかりますけども、やっぱり庁舎建てるには何十億円というお金が要りますので、やっぱり、その捻出は本当に庁舎を建てるという誠意を見せるためには、そういう財産区のお金も一つお願いして流用していただいて運用していただきたいと、この場でお願しているわけです。

やっぱり、多奈川財産区は49対51の配分で、昔は100あったわけですね。それが一般会計に入るようになったと、そういう経緯もありますので、その経緯も含めて一つ財産区のお金を一般会計に流用すると、基金化するという考え方も一つ、部長頼んでおきます。

最終的には町長がお願いせなあかんのやけども、そういう動きを、部長、町長に対して具申していただきたいな。町長、答弁してくれはったら結構ですけども。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 財産区の問題については、もう議会の皆さんが一番ご承知だと思います。

財産区管理委員会、これは仰せのとおりだと思いますけども、ただ、この庁舎建替えについてはきのうも和田議員のご質問に答えさせていただいてますけども、まず庁舎建替えについては財源措置が一番かなめでありますので、今後、議会の皆さんとも十分議論をし、第一、庁舎内の検討委員会でどのような内容のものが出てくるのか、それを議会の皆さん方にご披瀝させていただいて、その中で、一番大事なことは住民の皆さん方の意見を十分聞くと、その中で財源措置を考えていく。これは並行して、やっぱり考えていく必要があると思います。

そんな中で、財産区の金を流用したらどうかというお話もありますけれども、それ相当のお金を流用しても財産区の財源というのはなかなか捻出するには厳しかろうと、このように思っております。

ただ、おっしゃるとおり、ある一定のご無理をお願いするときもあろうかと思っておりますので、そのときには議会の皆さん方のご理解を十分賜った上で今後、庁舎建設に当たっての今、検討会を進めておりますけれども、今すぐにじゃあどうするかということは財源のめどが立っておりませんので、今後、財産区の問題もあわせて検討してまいりたいと、このように思っています。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第40号「専決処分の承認を求める件（平成27年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次））」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第40号は承認することに決定いたしました。

---

○道工晴久議長 日程第4、議案第41号「平成28年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第4、議案第41号、平成28年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件につきまして、その概要をご説明いたします。

本町の財政は引き続き厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

なお、本予算書につきましては横開きとなっておりますので、ご了解願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ429万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億6,793万6,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきまして説明いたします。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金につきましては、児童健全育成対策費補助金32万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、国が昨年3月に策定いたしました放課後児童クラブ運営指針におきまし

て、子どもの育成支援の目標や計画、日々の子どもの状況や育成支援の内容記録などの作成が求められていることから、国の補助金制度を活用することで各学童保育室にパソコンプリンターの整備を行うものでございます。

府支出金につきましては、放課後学習支援事業費補助金40万円を計上いたしております。内容といたしましては、府の補助金制度を活用し、淡輪小学校で実施いたします放課後学習活動に必要な電子黒板を整備するものでございます。

繰入金といたしましては、本補正予算の編成に必要な財源を賄うため、財政調整基金繰入金357万8,000円を計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明申し上げます。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

民生費につきましては、142万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、淡輪保育所の機械器具費といたしまして、故障に伴い食器消毒保管機、冷凍冷蔵庫を合わせて99万6,000円。

また、庁用器具費といたしまして、歳入予算でご説明いたしました各学童保育室に設置いたしますパソコンプリンターを合わせて42万9,000円を計上するものでございます。

消防費につきましては、災害対策用備蓄毛布21万6,000円を計上いたしております。内容といたしましては、去る4月14日に発生いたしました熊本地震の被災者に対しまして、本町が備蓄する災害対策用毛布を支援物資として提供したことで、その不足分を補充するものでございます。

教育費につきましては、265万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、歳入予算で説明いたしました機械器具費といたしまして、淡輪小学校の放課後学習活動に必要な電子黒板の整備に必要な40万円のほか、小学校改修工事98万9,000円、町民体育館改修工事126万9,000円、これらにつきましては、いずれも施設の雨漏りに伴う改修工事でございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生の各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議案となっております「平成28年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第5、議案第42号「道の駅みさきの指定管理者の指定の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 議案説明させていただく前に、昨日、議案書の説明資料2の3、指定管理者の募集状況におきまして、募集要項と記載すべきところを、間違っただけ公募要項としたこと。また、初回公募時の受け付け期間を間違っただけによりまして、議案の資料に修正が生じ、資料の差しかえとなりましたことにつきましては深くおわび申し上げます。

今後、このようなことが生じないように、資料等のチェック機能を強化し、注意して事務に従事してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。

それでは、議案説明に移らせていただきます。

日程第5、議案第42号、道の駅みさきの指定管理者の指定の件につきましてご説明させていただきます。

提案理由としましては、道の駅みさきの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる施設としまして、名称 道の駅みさき。所在地 岬町淡輪5654番地の3でございます。

次に、指定管理者としましては、所在地 和歌山県田辺市宝来町17番12号。名称 株式会社プラス。代表者 代表取締役、野田正史です。

次に、指定管理期間は平成28年7月1日から平成34年3月31日までとなっております。ただし、

平成29年3月31日までは準備期間相当期間とするものでございます。

なお、これは資料1にお示ししています道の駅みさき設置及び管理に関する条例の抜粋第6条の規定に基づき定めたものでございます。

次に、資料2をご覧ください。

道の駅みさきの指定管理者候補者の選定結果について説明させていただきます。

1と2は、先ほどの説明と重複しますので省略させていただきます。

3、指定管理者の募集状況でございますが、選定に当たりましては公募型プロポーザル方式を採用し、町のホームページで公募を行いました。

初回公募時は1社の応募があったものの、審査の結果、失格となったものでございます。

その後、再募集により3社の応募がございまして、上記の者が優先候補者として選定されたものでございます。

なお、初回の応募の受け付け期間は記載のとおり、平成27年12月1日（火）から12月4日（金）までで、再募集の受け付け期間は平成28年3月28日（月）から3月31日（木）までとしたものでございます。

次に、4の審査委員会の審議経過でございますが、初回の公募時の審議が第1回から第3回までとなっておりまして、第4回から第6回までの再募集時の審査経過となっております。

第4回の審査委員会では、募集要項の見直しを行い、3月の再募集により3社の応募があり、4月11日（月）の第5回審査会の第一次審査において提出された書類の審査を行い、5月11日（水）の第6回審査委員会の第二次審査として応募3社のプレゼンテーションを行い、慎重な審議の上、選定をしたところでございます。

なお、具体的な審査方法は（2）に記載のとおり、応募者ごとにプレゼンテーションを実施後、質疑、応答等の後、岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4及び指定管理者募集要項に定める審査基準に基づき各委員による200点満点での採点が行われ、順位づけをしまして候補者が選定されたものでございます。

5、選定審査の結果をご覧ください。ここには応募3社の評価項目ごとの委員1人当たりの平均点及び委員全員6人の合計点並びに委員全員6人の順位の和、それから順位の結果が記載されております。

次に、6、選定理由でございます。まず、1点目に優先候補者とした株式会社プラスは産直市場よってを17店舗経営し、その全てが黒字経営となり、運営経験から安定性が期待できる。

2点目は、この産直市場は、当初、農業従事者の所得の向上を目標に事業開始されたものであるが、

最近では漁業従事者からの要望などを受け、水産物の直売事業も手がけ、着実に実績を上げ、地域の活性化に貢献されている。

3点目は、本町には専業農家が少ない、町内の水産物にもウエートを置きたいなどの課題や思いがあるが、それら本町の現況を把握し、安全・安定な管理運営が期待できる。

以上が評価され、採点に反映されたものでございます。

また、自転車は道の駅としての管理運営実績はございませんが、サービスエリアでの直売、フードコート・レストラン経営の実績があり、地域物産展を行っているなど、優先候補者の次に安定な管理運営が期待できるものと評価され、採点に反映されたものでございます。

以上が、選定にかかるまでの経緯でございます。

最後に、道の駅みさき指定管理者審査委員会の委員を掲載しておりますので、ご覧ください。

なお、本件につきましては事業委員会に付託される予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 事業委員会に属しておりませんので、2点お聞きしたいと思います。

業者決定後の運営のことで、参考に2点お聞きしたいんですけども、指定管理者というと、ピアツァ5とか淡輪火葬場などでよく指定管理ということで業者決定されるわけですが、今回決まった業者に対して、同じように町からの業務委託金的なものが発生するかどうか。

そして、2点目に、今回は特産品販売という営利目的でございますので、テナント料的なものも町に対して発生するかどうか、その2点お教えいただきたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

まず、業務委託金、発生するののかというところでございますが、基本的には、物産なり食の提供を行って、その収入をもちまして、この施設を運営していただくこととなりますので、基本的に町から事業者に対して業務の委託料を出すことは基本的にはないというところでございます。

もう1点目、テナント料が発生するのかというところですが、今、条例の中では物産であるとか食の提供に対して利用料というのは定められているところがございます、テナント料については条例等でも規定されてない状況でございます。

1点すみません、施設を運営していくに当たって経営していただく中で、納付金というのは設定してございまして、指定管理者は毎年利益の8%以上を町に納付していただくということにはなっております。

○道工晴久議長 よろしゅうございますか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、以上で大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております道の駅みさきの指定管理者の指定の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第6、報告第1号「平成27年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件」について報告を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第6、報告第1号、平成27年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面をご参照願います。

事業の完了が翌年度となる繰越事業費といたしまして、集会所整備事業ほか9事業となっております。

平成28年度への繰越額の合計は2億5,319万9,000円となっております。

また、翌年度繰越額の財源内訳といたしましては、平成27年度収入されました既収入特定財源といたしまして財産区特別会計繰入金360万円、未収入特定財源といたしまして平成27年度国庫支出金、府支出金の交付決定に地方債の同意に基づき平成28年度に収入予定の国庫支出金、府支出金、

地方債を合計で2億3,566万5,000円、一般財源は1,393万4,000円となっております。

なお、ここに掲げております各事業につきましては、去る3月の定例会におきまして繰越限度額を設定し、平成28年度に明許繰越を行ったものでございます。

また、各事業に係る金額及び財源内訳につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が、平成27年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の概要でございます。

○道工晴久議長 財政改革部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって、平成27年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには委員会付託分の審議についてよろしくお願いを申し上げます。

次の会議は、6月24日の全員協議会終了後に会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでございました。

(午前11時36分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成28年6月8日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 松 尾 匡

議 員 反 保 多 喜 男